

太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太田都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月18日

太田市長 清水 聖 義

記

1 都市計画の種類 太田都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

名称	区域
東金井工業団地南地区	太田市東金井町の一部
富若西地区	太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
新田東部工業団地西地区	太田市新田小金井町の一部

3 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

4 縦覧期間等

(1) 縦覧期間 令和5年8月18日（金）から9月1日（金）まで
（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで